

葛飾区行政評価委員会 第1回全体会

「葛飾区行政評価委員会の概要について」

政策経営部 政策企画課

令和3年7月1日

目次

1	行政評価制度の概要	2
2	葛飾区行政評価委員会の概要	5

1 行政評価制度の概要

行政評価制度とは

- 行政評価制度は、区が実施した各事業が「誰のために」「何を目的」としたもののなのか、目的・目標を再認識したうえで、その事業が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を客観的に評価・分析し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。

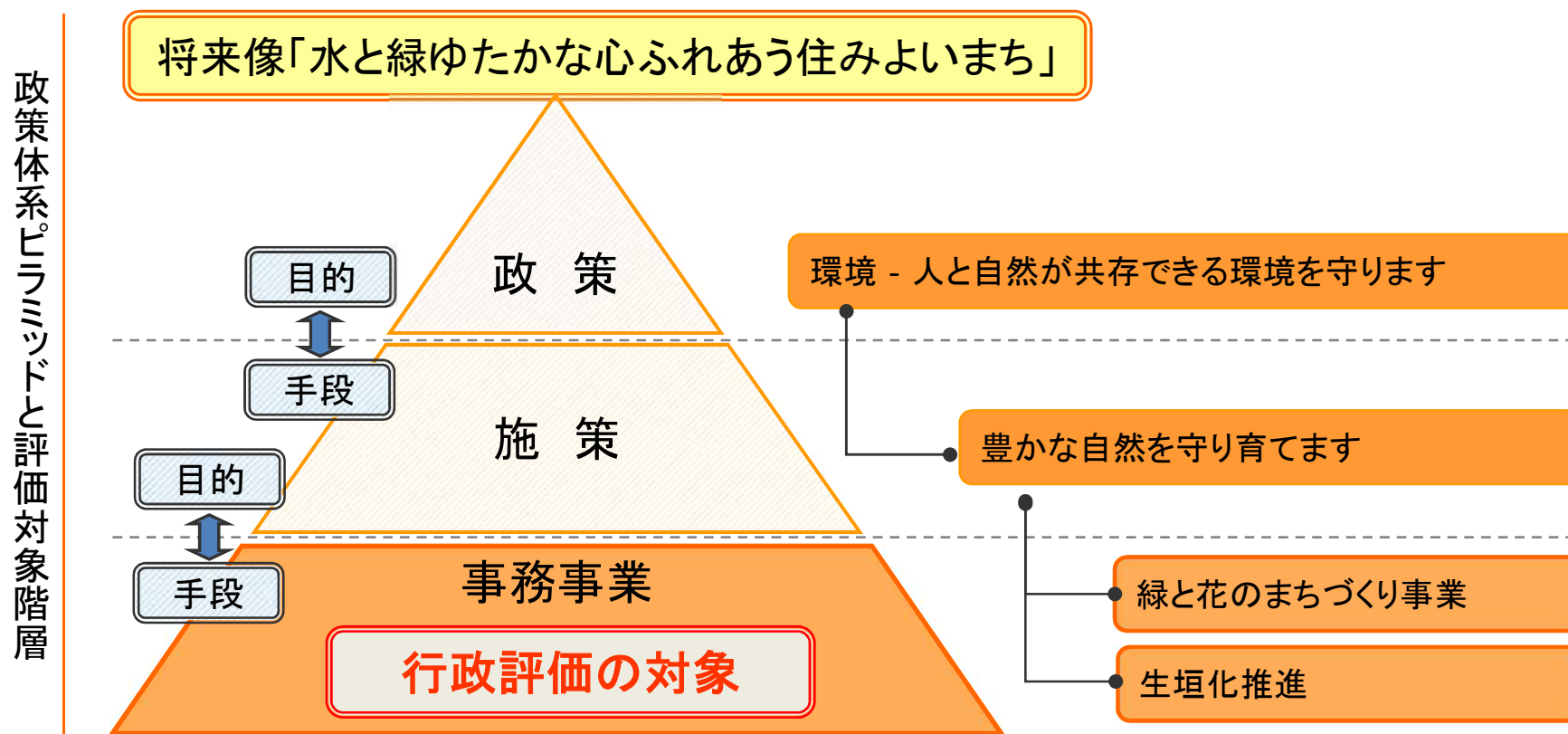


- 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である“CHECK(分析・評価)”の機能を担っています。

1 行政評価制度の概要

行政評価制度の対象

- 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、“事務事業”を対象として行政評価を実施しています。
- 原則として、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)を対象として、実施状況やコストの把握を行っています。
- 前年度(今年度は令和2年度)に実施した事務事業が対象です。



1 行政評価制度の概要

自己評価と外部評価

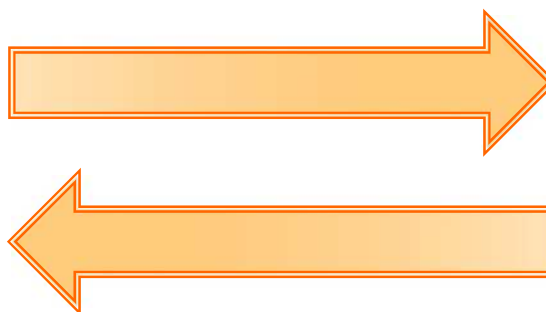
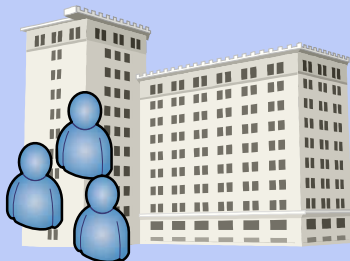
- 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- 自己評価は、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)についての評価を各所管部で行うのに対し、外部評価は、区民ニーズを把握したうえで今後の事業展開につなげたい事務事業等を各部が選定し、区民のみなさんで構成される葛飾区行政評価委員会で評価を行います。

評価の流れ	評価主体	概要	実施時期
自己評価	所管部	全事務事業について、実施状況の把握や実績の分析・評価を行います。	5～7月
外部評価	葛飾区行政評価委員会	葛飾区行政評価委員会のみなさんに、区民の代表として評価を実施していただきます。	7～8月
公表	—	確定した評価結果は、区公式ホームページ等で公表します。	10月

2 葛飾区行政評価委員会の概要 設置目的と概要

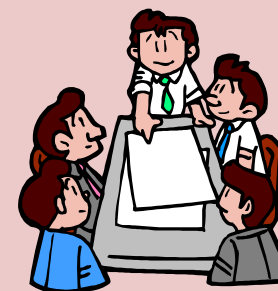
- 区民サービス向上の観点から、区の事務事業について、区民の視点から様々な意見を出し合って評価を行い、より効果的・効率的なものに改善していくことを目的とし、葛飾区行政評価委員会を設置しています。
- 葛飾区行政評価委員会は区長からの諮問を受け、区が実施した行政評価と比較しながら、成果向上策等の検討を行い、諮問に対する答申を行います。

区が実施した
行政評価



区民のみなさんの日常の視点で事業を評価し、区が実施した行政評価と比較しながら成果向上策等を検討します。

葛飾区
行政評価委員会



2 葛飾区行政評価委員会の概要 令和3年度の評価対象事務事業

- 今年度の評価対象事務事業は、以下の基準により選定しました。
- ・特に区が今後更なる発展を期待する計画(重点)事業のうち、より積極的な改善につながる意見、評価をいただきたい事業。

分科会	評価対象事務事業名	所管部	所管課
第一分科会	緑と花のまちづくり事業	環境部	環境課
第二分科会	葛飾ブランド創出支援事業	産業観光部	商工振興課

葛飾区行政評価委員会の全体スケジュール

日程	会議名	内容
7月1日(木)	第1回全体会	委員委嘱、葛飾区行政評価委員会に関する説明等 本日
7月上旬～8月上旬	全3回の分科会 (3回×2分科会)	2事務事業の評価(1事務事業×1分科会)
8月23日(月)	第2回全体会	答申内容の確定、区長への答申
2月～3月頃	第3回全体会	答申内容をふまえた区の実施内容報告

2 葛飾区行政評価委員会の概要 分科会での評価の流れ

- 葛飾区行政評価委員会では、2つの分科会に分かれて、全3回の分科会の中でそれぞれ1事務事業の評価を実施します。
- 事務事業ヒアリングを行った後、事務事業評価を実施します。評価結果は第3回分科会で答申案として取りまとめます。
- 答申は第2回全体会において確定します。

1 事務事業ヒアリング

所管課が作成した資料や所管課からの説明、質疑応答などを通して、事務事業についての理解を深めます。視察も行います。

2 事務事業評価

事務事業の実績状況や今後の改善策について、委員会で議論を行います。

3 答申案のとりまとめ

意見を分科会の答申案として取りまとめます。

各分科会で取りまとめた答申案は、第2回全体会において確定します。

令和3年度 葛飾区行政評価委員会評価表

事業名	ぜん息児水泳教室	担当部	健康部
		担当課	地域保健課

基本情報

施策番号	0101	施策	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します
事業の目的	水泳をすることによりぜん息の症状の改善につなげていくことを目的とする。また、本事業への参加をきっかけとして、水泳以外にも定期的に運動を続けるなど継続した体力づくりにつなげる。		

実施内容	<p>■ 事業内容 ぜん息を持つ区内在住の小学生を対象として、ぜん息症状の改善につなげることを目的として、水泳教室を実施するとともに、保護者を対象に知識普及のための講演会を実施するもの</p> <p>■ 経緯 平成17年度から事業開始。当初は区が委託する水泳指導員が指導 平成20年度から民間事業者(スポーツクラブ)に業務委託 ※ 区は参加者の募集及び決定を行う。事業の実施については、医師や看護師の配置、会場(プール)の提供を含め民間事業者(スポーツクラブ)に委託している。</p> <p>■ 実施状況 【募集方法】医療機関へのポスターの掲示(450枚)、区ホームページ掲示、区内全小学校にリーフレット配布(22,000枚) 【対象者】ぜん息を持つ区内居住の小学校1年生～6年生 【募集数】45人(応募多数の場合は抽選) 【費用】参加費の自己負担無し(保険料は自己負担) 【時期】6月～3月 毎週月曜日(施設休館日)年間36回 【プログラム】泳力により3～4グループに分け、専任コーチが泳力の向上を指導する。一定期間に泳力を確認し上級のクラスに行く。 【実施場所】セントラルウェルネスクラブ京成小岩(所在地:葛飾区鎌倉4-2-1) 【講演】子どもがプールに入っている間に、保護者に対して、専門医を招いてぜん息の検査や診断、発作時の対応と発作を起こさないための治療、環境整備の重要性、健康の管理などについて講演を行っている。</p>
------	--

実績情報

成果指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	満足度	「事業に参加した満足度」	%	目標	90	95	95	95
				実績	85	95	92	95

実績の評価・分析	<p>本事業は平成20年度から民間事業者(スポーツクラブ)に委託して実施している。</p> <p>参加者の「事業に参加した満足度」については「たいへんよかった」「よかった」と回答した割合が、85%～95%と、満足度の高い事業となっている。</p> <p>参加者数について、平成27年度は目標値を下回っているが、これは、実施場所が青戸から江戸川区との境、鎌倉に変更になったためと思われる。また、平成27年度以降は会場が固定化しているため再参加者が多くなっている。なお、参加者に占める再参加者の割合は、直近の数値で66%である。</p>
----------	--

活動指標

活動指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	参加者数	参加者数	人	目標	1,040	1,040	1,134	1,134
				実績	864	1,124	1,087	1,134
	開催日数	開催日数	日	目標	36	36	36	36
				実績	36	36	36	36
				目標				
			実績					

これまでの実績値をふまえ、令和3年度の目標値を設定しています。

成果指標及び活動指標について、所管課がどのように評価・分析を行ったかを記載しています。

今後の方向性

資料4-②

評価の視点	<p>ぜん息を持つ児童数の総数は減少傾向にある中、罹患率は約4%と大きく変化していないが、罹患率全体から見た本事業への参加者の割合は5.6%に留まっている。ぜん息を持つ児童は区内全域にいる一方、競争入札により同一事業者が受託しているため本事業の開催場所に偏りがあり、再参加者の割合も高い。より多くの新規の児童が本事業に参加できる仕組みづくりが必要である。</p> <p>また、参加者に継続した体力づくりへの動機づけを行うための仕組みについてもご意見をいただきたい。</p>
「改善」に向けた所管課の見解	<p>区内複数か所水泳教室を開催するなどの工夫をすることで、より多くの新規の児童が本事業に参加できる体制を整備していきたいと考えている。</p> <p>また、水泳教室の成果について、受託事業者から児童と保護者に報告をする仕組みを作ることで、児童や保護者に対して継続的な体力づくりへの動機づけを行える体制を整備していきたいと考えている。</p>

所管課が、行政評価委員会で評価してもらいたいと考える点を記載しています。

「改善」に向けて、所管課が考える取り組み事項を詳細に記載しています。

コスト内訳(決算)(千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	コストの主な内訳
収入				
特定財源	0	0	0	
国庫支出金	0	0	0	
都道府県支出金	0	0	0	
その他	3,030	2,759	3,053	公害健康被害予防事業助成金(独立行政法人環境再生保全機構)
一般財源(a)	379	379	391	

事業費	平成30年度	令和元年度	令和2年度	コストの主な内訳
直接事業費(b)	3,014	2,743	3,044	
委託費	2,850	2,538	2,850	ぜん息水泳教室実施委託費
消耗品費	47	47	44	ピークフロー測定用マウスピース
手数料	94	125	125	主治医意見書作成手数料
通信運搬	23	33	25	主治医意見書・決定通知書送付等

コストの主な内訳について記載しています。

人件費等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	コストの主な内訳
職員人件費(c)	395	395	400	
人件費	395	395	400	
旧再雇用職員	0	0	0	
間接費(d)				
調整額(e)	33	45	48	
減価償却費	0	0	0	
金利	0	0	0	
退職給与引当	33	45	48	
(控)コスト対象外	0	0	0	
トータルコスト(f=b+c+d+e)	3,442	3,183	3,492	

令和元年度と令和2年度を比較し、コスト増減が大きなものについて主な理由を記載しています。

単位あたりコスト	平成30年度	令和元年度	令和2年度	コストの主な理由減
項目				
単位の定義	延べ参加者数(人)			令和2年度は前年に比較して、延べ参加者が減少したため、単位コストが上がった。
実績数値(g)	864	1,124	1,087	
単位あたり区単コスト(a/g)	438.66円	337.19円	359.71円	
単位あたりコスト(f/g)	3,983.80円	2,831.85円	3,212.51円	

葛飾区行政評価委員会評価表のコスト内訳について

資料4-③

項目		説明
収入	①国庫支出金	年度中に収入した国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金の決算額を記載しています。
	②都道府県支出金	年度中に収入した都負担金・都補助金・都委託金の決算額を記載しています。
	③その他	年度中に収入した使用料・手数料・受託事業収入・基金繰入金等、①及び②以外の特定財源の決算額を記載しています。
	④一般財源	内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」－（①「国庫支出金」＋②「都道府県支出金」＋③「その他」）です。
支出	⑤直接事業費	各年度の決算額を記載しています。
	⑥職員人件費	内訳は、⑦「人件費」＋⑧「旧再雇用職員」です。
	⑦人件費	正規職員及び再任用職員の人件費です。 「人」欄には、正規職員と再任用職員の合計人数を記載しています。 「千円」欄には、正規職員数及び再任用職員数について、それぞれの人数に、それぞれの人件費単価を乗じた額の合計額を記載しています。
	⑧旧再雇用職員	旧再雇用職員の人件費です。 「人」欄には、旧再雇用職員の人数を記載しています。 「千円」欄には、旧再雇用職員数に人件費単価を乗じた額を記載しています。
	⑨間接費	⑤「直接事業費」に含まれていない会計年度任用職員（専門非常勤職員・臨時職員・人材派遣）等の活用に係る決算額を記載しています。
	⑩調整額	内訳は、⑪「減価償却費」＋⑫「金利」＋⑬「退職給与引当金」－⑭「コスト対象外」です。
	⑪減価償却費	建物取得費用の90%を耐用年数（50年）で除した額を記載しています。
	⑫金利	事務事業の資金調達に特別区債を活用し、未完済の場合に、未償還金に課される金利額を記載しています。
	⑬退職給与引当金	正規職員の退職給与引当です。 正規職員数に退職給与引当単価を乗じた額を記載しています。
	⑭コスト対象外	年度中に発生した建物の取得費用及び貸付金該当額を記載しています。
⑮トータルコスト		内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」＋⑩「調整額」です。

単位あたりコスト	特定の単位に対してどの程度のコストを要したかを把握するためのものです。
①単位の定義	単位あたりコストを算出するための、「単位の定義」を記載しています。
②実績数値	①「単位の定義」の実績値を記載しています。
③単位あたり区単コスト	単位あたりどの程度の一般財源を投入したかを把握するために設定しています。
④単位あたりコスト	単位あたりどの程度のコストを要したかを把握するために設定しています。

項目名	内容説明
委員報酬	1. 執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の報酬 2. 付属機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬
会計年度任用職員等報酬	特別職非常勤職員の給料相当、通勤手当相当分 会計年度任用職員の給料相当、時間外勤務手当相当、特殊勤務手当相当分
社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労働者災害補償保険料、児童手当拠出金等
一般賃金	第1種臨時職員の賃金及び労務者の労賃並びにそれらの加給
報償費	発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金（弁護士の弁護士料、原稿料、原画料等）、香華料及び弔慰金等、区民税等の納期前納付奨励金、徴税実態調査費、賞賜金、買上金等
費用弁償	区議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員、審査会・審議会及び調査会等の委員、専門委員、投開票管理者・立会人等に対して、その職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、実費弁償の性格を持つ。 会計年度任用職員の通勤手当相当分
普通旅費	職員の旅費に関する条例等に規定する旅費（日額旅費、赴任旅費及び乗車券・回数券等をもって旅費の支給に代える場合を除く）
消耗品費	事務用品等消耗品（物品名鑑の分類による、2万円未満の物品）
印刷製本費	印刷費一文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状等 製本費一伝票、帳簿、書類等の製本代等
修繕料	物品の修繕、整備、戸車、ドアノブ、蛇口等の軽易な補修、バッテリーの充電料、畳の取替、綿の打ち直し、消火器の薬品詰替え、自動車の整備料等
賄費	診療所の患者、保育園、老人ホーム、保護施設等における賄用材料及び飲食物購入費、非常炊出し
燃料費	動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費
光熱水費	電気、ガス、上下水道使用料（計器類の借上費を含む）
食料費	会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費
通信運搬費	郵便料（切手、はがき、小包、速達料等）、電信料（電報料、電話料、電話加入料等）、運搬料（物品・動物・汚物等の運搬料、人の輸送料等）
広告料	宣伝勧奨広告料（新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・停留所・浴場等の広告掲示料、スライド映写料、折込広告料、放送料＜制作費を含む＞、アドバルーン、電光ニュース等）
手数料	特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。公金取扱手数料、地方債取扱手数料、売却手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、登記手数料、自転車防犯登録手数料、庁舎等清掃（単発で行う受水槽・高架水槽の清掃含む）等
筆耕翻訳料	筆耕料（浄書、印書料、謄写原紙・タイプ原紙の製版料等）、翻訳料、速記料、手話通訳料等
保険料	動産・不動産の火災保険料、自動車損害賠償保険料等
委託料	調査委託料、装飾委託料、芸能委託料、測量委託料、映画・ビデオ制作委託料、設計及び監理委託料、映写委託料（映画館で行うものは含まず）、埋火葬委託料、各種設備保守委託料（消火設備、電気設備、空調設備、電話交換機、ボイラー、浄化槽、エレベーター、自動ドア等）、警備
自動車借上料	自動車借上料（有料道路通行料、駐車料金を含む）
使用料及び賃借料	入場料、施設使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、特許権・著作権使用料、土地・家屋（敷金含む）、会場、船舶（20t以下の小船含む）
工事請負費	土木工事、建築工事等で、新たな構造物・設備等を設置するもの及び現状の施設機能を向上させるもの。また、1件130万円（消費税含む）以上の建物・設備の復旧、改修及び増設等。
原材料費	工事用、生産用、修繕用、改造用、職業訓練用の原材及び材料。セメント、鋼材、砂利、木材（足場用資材、型枠材料を含む）、自動車、船舶、機械、器具等の部品。
権利購入費	地方自治法第238条第1項第4号及び5号の規定によるもの及び借地権の購入
土地購入費	土地及び土地の定着物の購入
備品費	物品名鑑による2万円以上の備品の購入。（軽易な据付費を含む。）
負担金	各種協議会、講習会等の分担金、会費。職員共済組合業務費負担金、電気・ガス・水道等工事負担金等
補助金	地方自治法第232条の2による補助金等
交付金	互助組合交付金（特別のみ）、敬老祝金、他自治体等に対する災害見舞金、示談金等任意の見舞金
扶助費	生活保護法、児童福祉法、結核予防法及び学校給食法、教育奨励等による支出金
貸付金	生業資金、育英資金等の貸付金
償還金	公債償還金、借入金の返済金、国庫支出金返納金（延滞料含む）、過誤納金の還付金等
積立金	基金、その他の積立金
公課費	地方公共団体が、一般私人と同様に公祖公課を支払う場合の経費
繰出金	一般会計と特別会計間の予算充用、基金への繰出等

葛飾区行政評価委員会評価表の「コスト内訳」における人件費について

1 業務量の算出について

各課が所管する事務事業の業務量を算出するために「業務量クロス表」を作成しています。

職員ごとの合計業務量が 1.00 となるように、各事務事業の業務量を配分しています。

2 例：下表から事務事業Aの人件費を算出した場合

$$0.70 \text{人} \quad \times \quad 7,800 \text{千円} \quad = \quad 5,460 \text{千円}$$

(業務量) (平均人件費単価) (人件費)

	職種	事務事業A	事務事業B	事務事業C	事務事業D	事務事業E	庶務事務	各職員ごと計
職員A	事務	0.20	0.10		0.40	0.30		1.00
職員B	事務	0.40			0.30	0.30		1.00
職員C	事務	0.10		0.20	0.30		0.40	1.00
職員D	事務		0.80				0.20	1.00
	事業ごと計	0.70	0.90	0.20	1.00	0.60	0.60	4.00

【実績コストの推移】

(千円)

	(参考)		R2
	H30	R1	
人件費単価 (正規職員)	7,900	7,900	7,800
人件費単価 (再任用職員)	4,600	4,700	4,900
人件費単価 (再雇用(旧再雇用)職員)	2,500	2,400	3,100
退職給与引当単価	1,000	900	950

葛飾区基本計画における施策体系

資料4-⑥

政策	施策	施策番号	
1	健康—生涯にわたり健康に暮らせるようにします		
	01	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します	0101
	02	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	0102
	03	生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします	0103
	04	食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします	0104
2	医療—必要な医療を受けられるようにします		
	01	医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします	0201
	02	心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします	0202
	03	医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします	0203
3	衛生—衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します		
	01	感染症の発生や拡大を抑制します	0301
	02	食品の安全を推進します	0302
	03	医療と医薬品の安全を推進します	0303
	04	生活環境の衛生を維持します	0304
4	高齢者支援—高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします		
	01	高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします	0401
	02	高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします	0402
	03	高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします	0403
5	障害者支援—障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします		
	01	障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します	0501
	02	障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します	0502
	03	発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します	0503
6	子ども・家庭支援—安心して子どもを産み育てられるようにします		
	01	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	0601
	02	子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします	0602
	03	仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます	0603
	04	子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします	0604
7	低所得者支援—生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします		
01	生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします	0701	
8	地域福祉—支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします		
	01	福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします	0801
	02	支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります	0802

政策	施策	施策番号	
9	地域街づくり—区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります		
	01	計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします	0901
	02	駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします	0902
	03	地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます	0903
	04	住生活の安定と向上を促進します	0904
	05	地域を良好な住環境にします	0905
10	防災・生活安全—災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします		
	01	災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります	1001
	02	災害に対しの確な対応と迅速な復旧ができる体制にします	1002
	03	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします	1003
	04	犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします	1004
	05	正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします	1005
11	交通—安全かつ快適に移動できるまちにします		
	01	交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします	1101
	02	違法な駐車・駐輪を少なくします	1102
	03	歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします	1103
	04	踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します	1104
12	公園・水辺—多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します		
	01	区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします	1201
	02	河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします	1202
13	環境—人と自然が共存できる環境を守ります		
	01	環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します	1301
	02	豊かな自然を守り育てます	1302
	03	良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします	1303
	04	温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します	1304
	05	ごみのない、きれいで清潔なまちにします	1305
	06	発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします	1306
	07	環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます	1307
14	産業—産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します		
	01	新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します	1401
	02	区内の事業所が安定的に経営できるようにします	1402
	03	産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります	1403
	04	区民のキャリアアップと就労を支援します	1404

政策	施策	施策番号
15	観光—まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします	
	01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします	1501
	02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします	1502
16	人権・平和・ユニバーサルデザイン—区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます	
	01 すべての人の基本的な人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします	1601
	02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	1602
03 すべての人にとって使いやすいデザインやしぐみが随所に取り入れられるようにします	1603	
17	地域活動—区民の地域活動への参画のすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます	
	01 地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようにします	1701
02 利用しやすい地域活動の拠点を提供します	1702	
18	文化・国際—地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります	
	01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します	1801
02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります	1802	
19	学校教育—子どもの基礎学力の向上を図り、自ら考え判断できる生きる力を育てます	
	01 基礎的な学力の向上を図り、生きる力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます	1901
	02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします	1902
	03 運動を通じて体力を養い、心身ともに健康で健やかな体を育みます	1903
04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます	1904	
20	地域教育—学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります	
	01 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします	2001
	02 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります	2002
03 家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします	2003	
21	区民学習—生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします	
	01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します	2101
02 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします	2102	
22	スポーツ—生涯にわたりスポーツに親しめるようにします	
	01 多様なスポーツの機会を提供します	2201
02 スポーツを支える基盤を整備します	2202	

葛飾区行政評価委員会の評価結果

評価対象事務事業名	ぜん息児水泳教室	所管課	健康部 地域保健課
-----------	----------	-----	--------------

項目		提言内容
実績状況	成果	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の満足度が非常に高い事業である。 区内のぜん息児の総数に対し、本事業に参加できる児童数が少ないことが課題である。
	コスト	<p>評価表に記載されている過去3年間の指標及びコスト状況などの実績状況を踏まえ、総合的に評価し、具体的な内容を提言します。</p>
今後の方向性		<p>【参加者数増加のための工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、ぜん息児と保護者にとって必要な事業であるため、区内複数か所、少なくとも2か所で実施すべきである。 身近な地域で教室に参加できるようにするためには、開催場所について地域の偏りをなくす必要がある。そのため、地域の偏りなく委託業者を選定できるように契約方法を改める、といった対策を講じるべきである。 より多くの場所で開催できるよう、医師会への協力を依頼して、水元や奥戸の区のプールを利用することも検討すべきである。 高学年の参加、保護者の送迎に配慮し、開催時間を検討すべきではないか。 当該教室への参加率が後半に低くなる傾向があるため、開催時期や開催期間（例えば3～4か月）を見直し、その分、募集者を増やす方が、参加者・参加率がが増えて効果が高いのではないか。 <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再参加者が多いことから、一定の効果が出ていることが予測されるが、ぜん息症状の改善を目的とした事業であるため、漠然とした満足度ではなく、ぜん息の改善の具合を数値化する必要がある。 <p>実績状況や多角的視点による分析等を踏まえ、事務事業の今後の方向性や改善策について、具体的な内容を提言します。</p> <p>【ぜん息児の体力づくりへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ぜん息症状改善につなげるため、国の補助金の対象とならない事業であっても、区独自でぜん息児の体力づくりを支援する取組みをしてはどうか。